福祉活動応援事業実施要綱
（飯田市ボランティアセンター運営基金助成事業）

（目的）

地域における福祉課題は、少子高齢化や家族機能の変化、高齢者世帯の増加、価値観の多様性などを背景に、地域社会のつながりの希薄化が進み社会的孤立が増えています。また、新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮など、新たな課題が発生し福祉課題は複雑化し、増加傾向にあります。それらは従来の公的サービスや、一つの支援機関だけで解決していくことは大変困難であり、柔軟で身近な地域での共助による支え合いや、多機関で協働した取り組みが不可欠になっています。こうした喫緊の福祉課題を解決する取り組みを応援するため、飯田市ボランティアセンター運営基金を活用した助成金を交付し活動を後押しします。

（助成の対象団体）

飯田市内で福祉の課題解決に自主的に取り組み、次の各号のいずれにも該当する団体。
（まちづくり委員会、単位自治会、企業を含む）

（1）飯田市内に活動の拠点がある団体
（2）代表者を含め３名以上の構成員で組織されている団体
（3）政治・選挙・宗教・特定の普及に関わらない団体
（4）暴力団または暴力団員等が関与していない団体

（助成金対象事業）

助成の対象となる事業は、団体が通常活動以外に多機関等で連携し取り組む新たな活動、且つ継続的な事業であると認められ、次の各号に掲げる事業とし審査を経て決定する。具体的な対象経費、対象外経費は別表１の通りとする。

（1）貧困対策支援事業
生活困窮世帯、ひとり親家庭世帯等を対象にした炊き出し、食事の提供等支援活動
（2）居場所づくり事業
子ども、不登校、認知症、引きこもり、障がい者等に対する、居場所や集まり、交流の場の整備
（3）社会参加支援事業
地域住民、企業、支援団体等多機関で協働し実施する、社会参加活動や社会参加支援に向けたネットワークづくり
（4）子育て応援事業
子育て世帯を対象にした交流事業、バザー、体験等の支援イベントの開催、子育て支援拠点づくり等

（助成の条件等）

（1）営利及び学術研究を目的とした活動でないこと
（2）政治的活動または宗教的活動でないこと
（3）趣味の会、サークル活動等主に自助を目的とする自主活動でないこと

（4）申請は、新規事業とし１団体１事業とすること
（5）申請書と助成事業の内容に虚偽のないこと
（6）本事業以外の助成金を受けていないこと

（実施期間）
単年度事業については１年間、継続事業については２年間（準備～実施）とする。
※継続事業については、２年間の事業実施計画書を添付する。

（助成金額の上限、年間助成総額、申請期間）
（1）助成金額の上限（千円単位）
単年事業：１事業 10 万円以内とする
継続事業：１事業２年間で 30 万円以内とする
※継続事業については、１年ごとの助成とし合計 30 万円とする
（2）年間助成総額
150 万円
（3）申請期間
随時申請可とし、上限 150 万円に達した時点で年度の受付を終了とする。

（交付の申請）
助成を受けようとする者（以下「申請者」という）は、交付申請書（様式第１号）を提出する。継続事業については事業実施計画書（様式第５号）を添付し、２年目については継続申請書（様式第６号）を提出する。申請にあたり団体の実態が確認できる書類、または過去１年間の活動実績を示す資料を添付する。

（交付の決定）
センターは申請者からの提出書類内容を審査し、その結果を交付決定・否決定通知書（様式第２号）にて申請者に通知する。

（助成金の支払）
助成決定した申請者は、請求書（様式第３号）により助成金の請求を行う。

（助成内容の変更）
次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、速やかにセンターに報告する。
（1）助成事業を中止し、または廃止しようとする場合
（2）助成事業が期間内に完了しない場合、または助成事業の遂行が困難になった場合
（3）助成事業の内容を変更する場合

（変更の申請）
前項の規定により助成内容を変更する場合は、助成金交付変更申請書（様式第７号）をセンタ

ーへ提出する。

（変更の承認）

変更の申請があった場合は、該当申請に係る変更の内容を審査し、変更を承認するときは、助成金変更承認書（様式第８号）により通知する。

（実績の報告）

単年事業申請者は事業完了後速やかに、実施報告書（様式第４号）を、別に定める日までに提出し報告する。

継続事業申請者は１年目・２年目の年度末ともに、実施報告書（様式第４号）を提出し報告する。１年目の事業残金は次年度に繰越可とする。

※実施報告書及び会計報告書には領収書と実施内容がわかる資料等を添付し、領収書が取れないものについては、団体代表者の支払い証明書（様式任意）署名・押印のあるものを添付する

（助成金の返還）

申請者が次の各号に該当する場合は、助成金の全額または一部を返還しなくてはならない。

（1）この要綱または交付決定に付した条件に違反した場合

（2）目的以外に助成金を使用した場合

（3）提出書類に虚偽の事項を記載または、助成金の交付に関し不正な行為があった場合

（4）決算額が助成額に比して減少した場合

（5）事業を中止した場合

（様式等書類）

（1）申請書類

・助成金交付申請書【様式第１号】

・継続事業実施計画書【様式第５号】

・継続申請書（２年目申請用書類・簡易様式）【様式第６号】

（2）請求書類

・助成金請求書【様式第３号】

（3）報告書類

・実施報告書【様式第４号】

（4）変更申請書類

・助成金交付変更申請書【様式第７号】

※申請書等様式は、飯田市ボランティアセンター（飯田市社会福祉協議会内）窓口、または飯田市社会福祉協議会ホームページよりダウンロード

付則

この要綱は、令和５年４月１日から実施する。

別表１

【助成対象経費】

項　目	使　途
諸謝金	講師の謝礼等
旅費交通費	講師交通費、宿泊等費用
消耗品費	当該助成事業に係る消耗品代金
通信運搬費	郵送料、運搬料金等
賃借料	会場使用料、車両借上代、事業に必要な備品等のレンタル代金
印刷製本費	チラシ、ポスター、コピー代、印刷物等諸費等
研修費	研修会等参加費、参考資料（図書）購入代、事業に必要な映画・ビデオ等借り上げ料
備品購入費	助成金申請額の 30%以内（見積書提出）
保険料	ボランティア保険、行事用保険

※上記以外の事業に必要な経費（応相談）

【助成対象外経費】

①申請団体やその所有施設への費用

・通常運営費、維持管理費、人件費

・用地取得費、賃借費、補償費

②申請団体に所属している構成員に係る経費（個人に帰属するもの）

・団体構成員の講師謝礼、日当、旅費、飲食代

・個人所有機器等の借損料や燃料費、電話等の通信費

・個人の資格取得に係る経費

③自助活動と判断される活動経費

・宗教活動、政治宣伝活動、選挙活動を目的とする経費

・営利、学術研究を目的とする経費

・サークル、趣味の活動を目的とする経費

④ハード整備を目的とした費用

・建物等の建設、修繕及びこれに付帯する経費

⑤その他

・物品のみの事業申請

・ウェブ制作のみの事業申請

・寄贈するための物品購入

・他団体・関係機関への補助金（再補助の禁止）

・すでに終了している事業

※上記のほか、助成金事業の目的と異なる支出